

残業短縮 育児休業支援実施 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができるよう、働き方を見直し、より多く子育てに関われるよう支援すると同時に全ての社員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月15日～平成35年4月1日までの6年間

2. 内容

目標1：子どもと交流する時間を作るため行動計画期間中に残業時間を各月
現行平均50時間未満から平均42時間未満に変更
目標2：年次有給休暇の取得促進の為、計画的付与制度を導入する。

<対策>

- 平成29年4月～ 社内検討委員会を設置
- 平成30年5月～ 制度内容等について社内広報誌などにより社員に周知
- 平成30年6月～ 残業時間・有給取得の状況を把握したうえで、残業時間の削減及び有休取得の為のスケジュールを各課でたてる。
- 平成31年4月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討

目標3：育児休業後、職場復帰しやすい環境をつくる。

<対策>

- 平成29年4月～ 社内検討委員会を設置
- 平成30年5月～ 制度内容等について社内広報誌などにより社員に周知
- 平成30年6月～ 育児休業終了後の復帰の為、業務内容や業務体制を精査する。
- 平成30年8月～ 復帰者に短時間労働制度の説明をする等、復帰者が望むサポートを行う。